

事 務 連 絡  
平成 29 年 11 月 27 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企 画 課  
障 害 福 祉 課  
精神・障害保健課

県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の自己負担上限月額の見直し等について

平素より、障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、御礼申し上げます。

平成 29 年度税制改正において、県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市へ移譲されることに伴い、道府県から指定都市へ市町村民税所得割の税率 2%相当分が税源移譲されることとされており、当該移譲は、平成 30 年度分以後の市町村民税から適用されることとされています。

障害福祉サービス等の利用者負担額の見直し等（※）においては、平成 30 年 7 月以降にサービス等を受けた場合における負担上限月額の算定等に、当該利用者の支給認定基準世帯員の、平成 30 年度分の地方税法の規定による市町村民税の所得割額を用いることとされています。

このため、平成 30 年 1 月 1 日に指定都市に住所を有していた者については、税源移譲後の税率が適用されることから、負担上限月額の算定に当たって、所得の高い階層区分の負担上限月額が適用される等の可能性が生じることとなります。

この点について、負担の公平性を保つ観点から、以下のとおりの対応を行うこととしたので、遺漏のないようお取り計らいいただくとともに、関係部局へ周知いただくようお願いいたします。

- ※ ・ 障害児者に係る障害福祉サービス等の利用者負担額の見直し
- ・ 自立支援医療の支給認定基準及び自己負担上限月額の見直し
- ・ 補装具費の支給認定基準の見直し

- 平成 30 年 1 月 1 日に指定都市に住所を有していた者については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）第 1 条による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）に規定する市町村民税所得割の標準税率（6%）により算定された所得割額を用いて、負担上限月額 of 算定等を行うことといたします。必要な法令等の改正については、現在精査しており、改めて御連絡します。
- 旧地方税法の標準税率により算定された市町村民税所得割額等については、当面の間、情報提供ネットワークシステムから取得することが可能です。